

令和 7 年 9 月 1 日

水産振興課
直 通：092-643-3562
内 線：4 1 2 0
担 当：吉岡

県漁港管理条例に違反したプレジャーボートの係留について

県では、県が管理する漁港（県管理漁港）の安全かつ適切な利用を目的として、県管理漁港の維持、保全及び管理に必要な事項を「福岡県漁港管理条例」に定めています。

今回、県管理漁港のプレジャーボート係留状況について調査したところ、県管理漁港の 6 漁港（図 1）のうち 3 漁港において、県に利用の届出及び使用料の納入手続きを行わず、無断で係留されているプレジャーボート 2 6 隻が確認され、県漁港管理条例違反であることが判明しました。

今後、条例違反者に対し、速やかに、県への利用届の提出及び使用料の納入を求めるとともに、このような事態が生じないように、これまでの県の漁港管理体制を見直してまいります。

※条例違反のあった漁港と隻数

・宇島漁港（豊前市）2 2 隻、沖端漁港（柳川市）2 隻、大島漁港（宗像市）2 隻

○調査を実施した経緯

- ・福岡市漁港管理条例で漁船以外の係留が認められていない漁港において、福岡市漁協が市に無許可でプレジャーボート所有者から利用料を徴収していたとの報道を受け、県管理漁港のプレジャーボート係留状況について調査を実施。

○プレジャーボート係留状況

- ・県管理漁港のうち、指定管理委託でプレジャーボートの係留を許可している津屋崎漁港を除く 5 漁港のうち、3 漁港（宇島、沖端、大島）でプレジャーボートが係留されているが、漁協が所有者から漁港施設の使用料を徴収している事例はなかった。
- ・しかしながら、県管理漁港においてプレジャーボートを係留する場合は、県漁港管理条例に基づき、利用者から県への利用の届出及び使用料の納入が必要であるが、宇島、沖端、大島漁港の利用者は、この手続きを行っていないことが判明

※使用料：最も係留の多い 5 トン未満の場合 125 円／月・隻（1,500 円／年・隻）

○今後の対応

- ・ 条例違反者に対しては、速やかに、県への利用届の提出及び使用料の納入を求める。
- ・ 今後、このような事態が生じないように、これまでの県の漁港管理体制を見直す。具体的には、水産局及び関係する7漁協による対策会議を立ち上げ、プレジャーボート係留の監視等に係る漁港の適正な管理について、協議・検討を行っていくとともに、県職員による現地でのプレジャーボート係留状況の確認を行っていく。

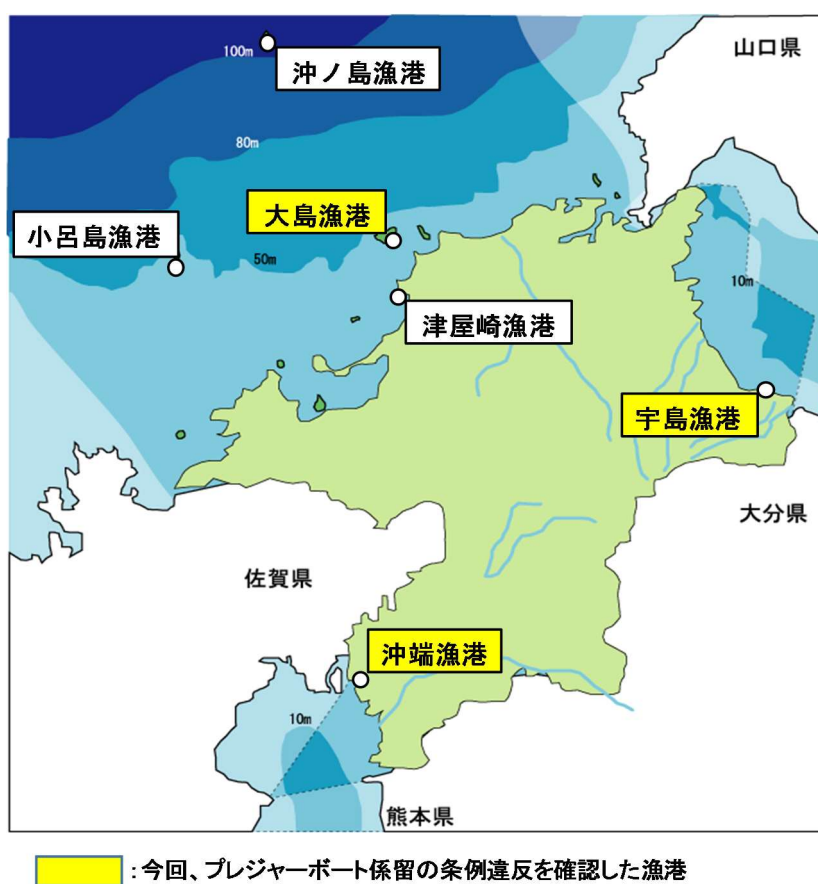


図1 県管理漁港（6漁港）

※津屋崎漁港：プレジャーボートの管理を指定管理者制度により、県が宗像漁協に委託

(参考) 福岡県漁港管理条例 (抜粋)

(利用の届出)

第十一条 甲種漁港施設(航路を除く。)を利用しようとする者(第十三条第一項の許可を受けた者及び同条第四項の規定による届出をした者を除く。)は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。この場合において、輸送施設及び漁港環境整備施設については、知事が公示により指定するものを利用するときに限る。

(使用料等)

第十五条 甲種漁港施設を利用する者は、別表に掲げる使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納入しなければならない。ただし、公務に従事する船舶については、この限りでない。

別表 (第十五条関係)

一 使用料

イ 岸壁、物揚場及び船揚場を利用するとき(第十三条第一項の知事が公示により指定する施設を利用するときを除く。)

(1) 県内に船籍を有する船舶(避難のために入港した船舶を除く。)

区分	料金(月額)		備考
	漁船	漁船以外の船舶	
総トン数五トン未満	九五円	一二五円	一月未満の端数があるときは、その端数が十五日以内のときは半月分、十五日を超えるときは一月分として計算する。
総トン数五トン以上二十トン未満	一九五円	二五五円	
総トン数二十トン以上	三二五円	四五五円	